

陳述書

2023年（令和4年）2月28日

陳述人 関口達夫

1 経歴

私は、1950年生まれで72才です。1974年長崎放送に入社し、2016年退職するまで記者として取材を続け、その間約30年にわたって原爆、平和報道に携わりました。取材した被爆者と戦争体験者は、約300人を数えます。この取材を通して私は、戦争と原爆の残虐さ、非人道性を痛感し、ニュースや番組で戦争を2度と繰り返してはならないというメッセージを発信してきました。私が安保法制違憲訴訟の原告となったのは、安保法制によって日本を二度と戦争をする国にさせてはならないという思いからでした。

2 長崎地裁判決は間違っています

2021年7月の長崎地裁判決は、私たちの訴えを棄却しました。その理由として安保法制によって日本が他国から武力攻撃を受ける危険性が増したという私たちの訴えについて判決時点では「そのような事態は生じていない」と述べています。しかし、2017年北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返した当時、アメリカは北朝鮮を攻撃する計画を立て万一攻撃した場合、自衛隊は安保法制で認められた集団的自衛権を行使し、アメリカとともに戦うことを検討していました。この事実は、当時の自衛隊制服組トップの河野克俊統合参謀長がマスコミで証言し、その検討結果は、当時の安倍首相に報告されていたことが小西洋之参議院議員が福岡高裁に提出した資料甲B129で明らかになっています。当時、自衛隊の護衛艦は、アメリカの原子力空母と、また、航空自衛隊の戦闘機は、アメリカの戦略爆撃機とともに北朝鮮周辺で共同訓練を度々実施しました。これに対して北朝鮮は、朝鮮中央通信などの報道で日本が安保法制に

もとづく集団的自衛権の行使を認め、アメリカと共同訓練を行ったことに反発し、日本を攻撃して焦土にすると繰り返し宣言していました。そして、日米共同訓練の直後に弾道ミサイルの発射を繰り返しました。これらのミサイルの中には日本上空を飛び越え、あるいは、日本の排他的経済水域に落下したものもありました。当時北朝鮮は、日本を攻撃対象と捉え、威嚇攻撃を行っていた訳であり、「危険な事態は生じていない」という長崎地裁判決が間違いであることを示しています。

また、2017年当時朝鮮戦争の危機が迫り、朝鮮半島に近い佐世保の米軍と自衛隊基地が反撃を受ける恐れがあるなどとして平和的生存権を侵害されたという私たちの主張に対して長崎地裁は、「朝鮮戦争は発生しておらず、戦争被害の危険は抽象的なもの」として訴えを却下しました。しかし、当時の日本政府の弾道ミサイルへの様々な対応策は、この判決が間違っていることを示しています。当時の日本政府は、北朝鮮の弾道ミサイルが日本に着弾し、国民に被害が出ることを想定し、都道府県に対してJアラートによってミサイルが落下する可能性と避難を住民に呼びかけるよう要請しました。2017年8月と9月弾道ミサイルが発射された際、Jアラートが北海道や東北などの12道県に出されました。この時は、テレビ各社が、緊急速報で北朝鮮からミサイルが発射されたので頑丈な建物か地下に避難して下さいというJアラートの内容を繰り返し放送しました。テレビの画面には自衛隊の迎撃ミサイルが映し出され、私は、もしミサイルを打ち落とせば戦争になるかもしれないと恐怖を感じました。

更に、弾道ミサイルの落下を想定した住民避難訓練が2017年度は、39都道府県でのべ401回実施されました。このうち、2017年11月長崎県雲仙市で実施された訓練は、北朝鮮とみられるX国から発射されたミサイル2発が着弾し、住民5人が重軽傷を負ったという想定で行われ、政府と自衛隊、消防などから約200人が参加しました。防護マスクを付けた自衛隊員がミサイルの不発弾に化学物質がないかを検知し、倒壊した家屋から重傷者を救出するなど実践さながらの訓練を実施しました。また、住民約30人も参加し、避難訓練を行いました。これらの事実は、当時、

政府が北朝鮮によるミサイル攻撃によって国民が命の危険に晒されていることを認識していたことを示しています。長崎県には米軍基地や自衛隊基地、さらには護衛艦を修理する長崎市の三菱長崎造船所があります。雲仙市での訓練を報道で見た時、長崎市に住む私は、ミサイル攻撃による被害が他人事とは思えず、背筋が寒くなりました。

長崎地裁判決が述べたように確かに朝鮮戦争は発生しませんでした。しかし、当時北朝鮮のミサイルが日本に落下し、多くの国民が犠牲になる危険があり、私たちが精神的被害を受けたことは明らかであり、「戦争被害の危険は抽象的なもの」と判断した長崎地裁判決は、事実誤認による間違いです。

4 敵基地攻撃能力保有と安保法制によって戦争の危険性は一層増えています

岸田政権は、昨年12月安保関連3文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有を決めました。これは、憲法9条にもとづき他国を攻撃しないとしてきた戦後の防衛政策、専守防衛を根本的に転換するものです。ただ、日本は、人工衛星などによる情報収集能力が不足しているため敵基地を攻撃する場合、敵の位置情報をアメリカに頼らざるを得ないといわれています。ですから日本が敵の基地を攻撃できるのは、安保法制にもとづいてアメリカと一緒に戦争をする時ということになります。自衛隊がアメリカと一緒に戦争する可能性が指摘されているのは台湾有事であり、自民党の麻生副総理らも台湾有事が存立危機事態になりうると唱えています。

台湾有事についてのアメリカのシンクタンクのシミュレーションでは2026年中国が台湾に侵攻し、台湾を支援する米軍、自衛隊との戦闘によって中国側に約2万人の戦死者、自衛隊と米軍にも何千人もの戦死者が出ると予測しています。沖縄や本土の米軍基地と自衛隊基地も中国軍によって攻撃されると想定しています。(2023年1月18日東京新聞電子版)しかし、一旦戦争が始まれば米軍と自衛隊の基地だけでなく病院、学校、民間施設も攻撃され、多くの市民が犠牲になることはウクライナ戦争や太平洋戦争で明らかです。

政府も台湾有事などでの戦闘や自衛隊基地への攻撃によって自衛隊員に負傷者がでることを予測しています。それは、安保関連3文書で自衛隊那覇病院の病床を増やし、地下にも施設を作ること、輸血のための血液製剤の備蓄などの必要性を強調していることから明らかです。

新聞報道によれば安保関連3文書の閣議決定に対して中国は、反発し、直ちに空母や駆逐艦などが敵基地攻撃能力のあるミサイルが配備される南西諸島への攻撃を想定した訓練を実施しています。(2022年12月22日付け読売新聞電子版)

敵基地攻撃能力の保有と安保法制は、日本と中国との戦争の危険性も高めているのです。私は、戦争前夜とも言うべき今の日本の状況に対して日々恐怖を感じています。

5 裁判官に望むこと

長崎地裁をはじめ安保法制違憲訴訟が審理されている全国各地の裁判所は、安保法制によって私たち原告の平和的生存権や人格権が侵害されていることを認めず、憲法判断を避けています。判で押したような判決を見ると政府や最高裁に忖度しているのではないかと疑わざるを得ません。

先の戦争で日本は、日本人約300万人、外国人2000万人ともいわれる犠牲者を出しました。この反省に立って制定された日本国憲法は、「日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないよう決意する」と謳っています。私たちは、その精神にもとづき日本が安保法制によって再び戦争を起こすことを防ぐためこの裁判を提起しました。憲法76条は、裁判官は、憲法と法律にだけ拘束され、良心に従い独立して判断を下すと定めています。福岡高裁の裁判官におかれては憲法のこの条文に従い、私たちが提出した証拠と証言だけをもとに安保法制は憲法違反という極当たり前の判決を下して頂きますようお願い致します。

